

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
港南造形高等学校	<p>行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、令和元年度分について、使用開始の前日（平成30年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="501 531 1507 982"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>許可期間</th> <th>許可数量</th> <th>金額（円／年）</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校食堂</td> <td>平成28年 4月1日から 令和3年 3月31日まで</td> <td>101.60㎡</td> <td>318,270</td> <td>令和元年 5月31日</td> </tr> <tr> <td>自動販売機</td> <td>平成28年 4月1日から 令和3年 3月31日まで</td> <td>4台</td> <td>74,730</td> <td>令和元年 5月31日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	許可期間	許可数量	金額（円／年）	納付日	学校食堂	平成28年 4月1日から 令和3年 3月31日まで	101.60㎡	318,270	令和元年 5月31日	自動販売機	平成28年 4月1日から 令和3年 3月31日まで	4台	74,730	令和元年 5月31日	<p>行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b> (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の前日に全部を納入させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。</p> </div>	<p>使用者に対して、行政財産使用料の納入通知書を受け取ったときは使用開始の前日に全部を納入するよう指導した。</p> <p>また、本校としては行政財産使用料の納入通知書を発行したときは、財務会計システムにおいて納入の有無を適時確認するとともに、納入期限を過ぎることのないよう、必要に応じて納入を促すこととする。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	許可期間	許可数量	金額（円／年）	納付日														
学校食堂	平成28年 4月1日から 令和3年 3月31日まで	101.60㎡	318,270	令和元年 5月31日														
自動販売機	平成28年 4月1日から 令和3年 3月31日まで	4台	74,730	令和元年 5月31日														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年12月10日）